

【社会実験】自転車通行空間確保事業 基本平面イメージ

基本的な内容は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成24年11月 国土交通省道路局・警察庁交通局）」に基づき作成

1. 単路部分基本平面イメージ

- ・車道外側線の外側の路側帯部分の車道上に、自転車通行空間を設置する。
- ・自転車通行空間の幅員は側溝部分を含めて1,500mm。
- ・ピクトグラムや路面の一部カラー化、注意喚起看板等を設置し、自転車利用者に「車道通行が原則」や「車道の逆走は禁止」などのルールを遵守した通行をしてもらう。

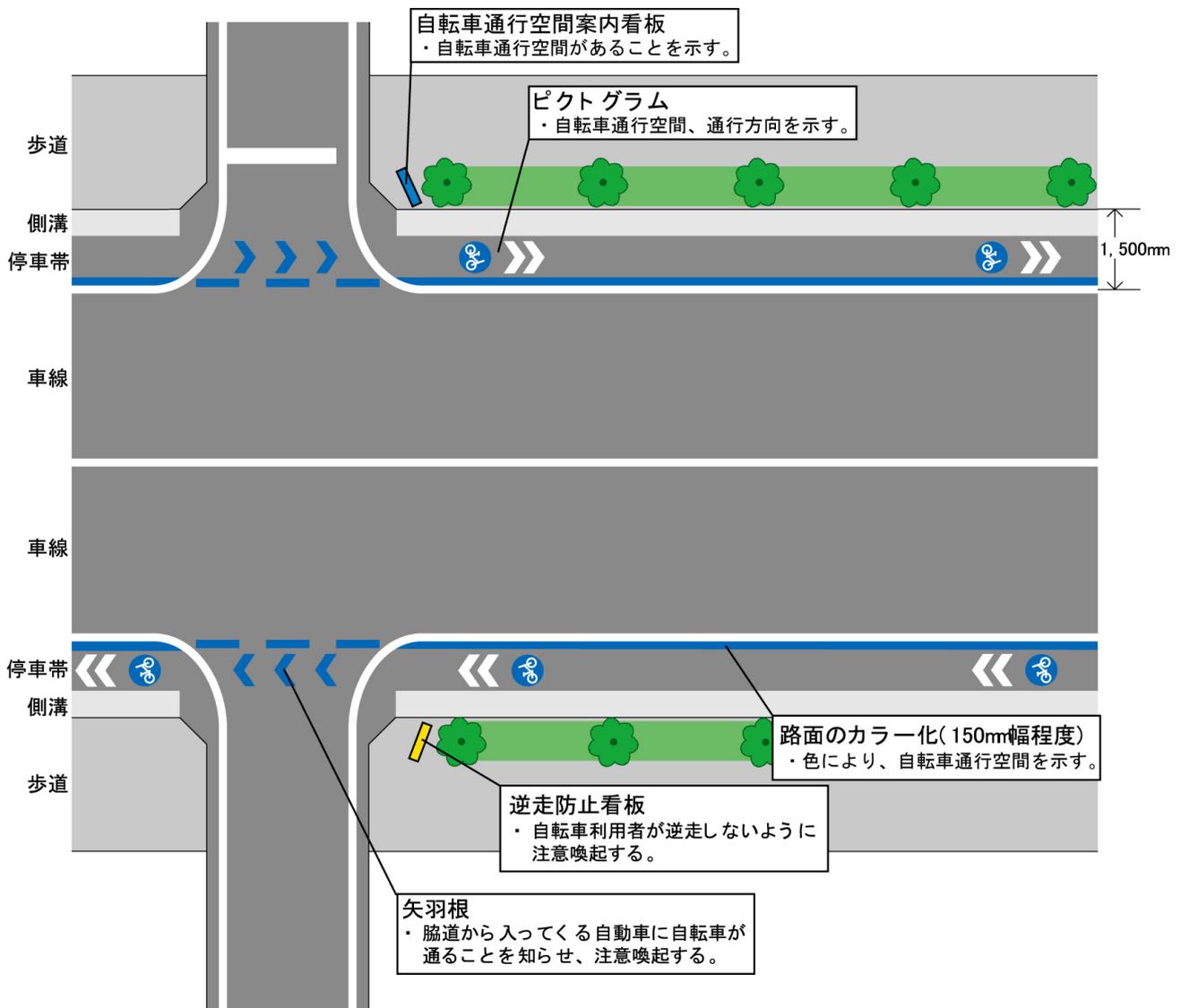


図 自転車通行空間イメージ図（単路部）

2. 交差点部分基本平面イメージ

- ・交差点部分では右折レーンがあるため、車道外側線の外側に自転車通行空間の設置ができない。
- ・そのため、交差点部分では、左直車線を自動車と共有し、車道上を通行することとする。
- ・路面への矢羽根の表示、注意喚起看板の設置により、主に自動車ドライバーに対して、自転車と共有レーンであることを示し、注意喚起を促す。
- ・交差点内は横断歩道を通らず、自動車同様に直線的に横断するように矢羽根で自転車の通行位置を示す。(横断歩道を渡ろうとすると、左折車に巻き込まれる危険性が上がるため。なお、自転車横断帯がある場合には取る必要がある。)

(案1)

- ・交差点内を直線的に横断する形で、矢羽根により自転車の通行位置を示す。

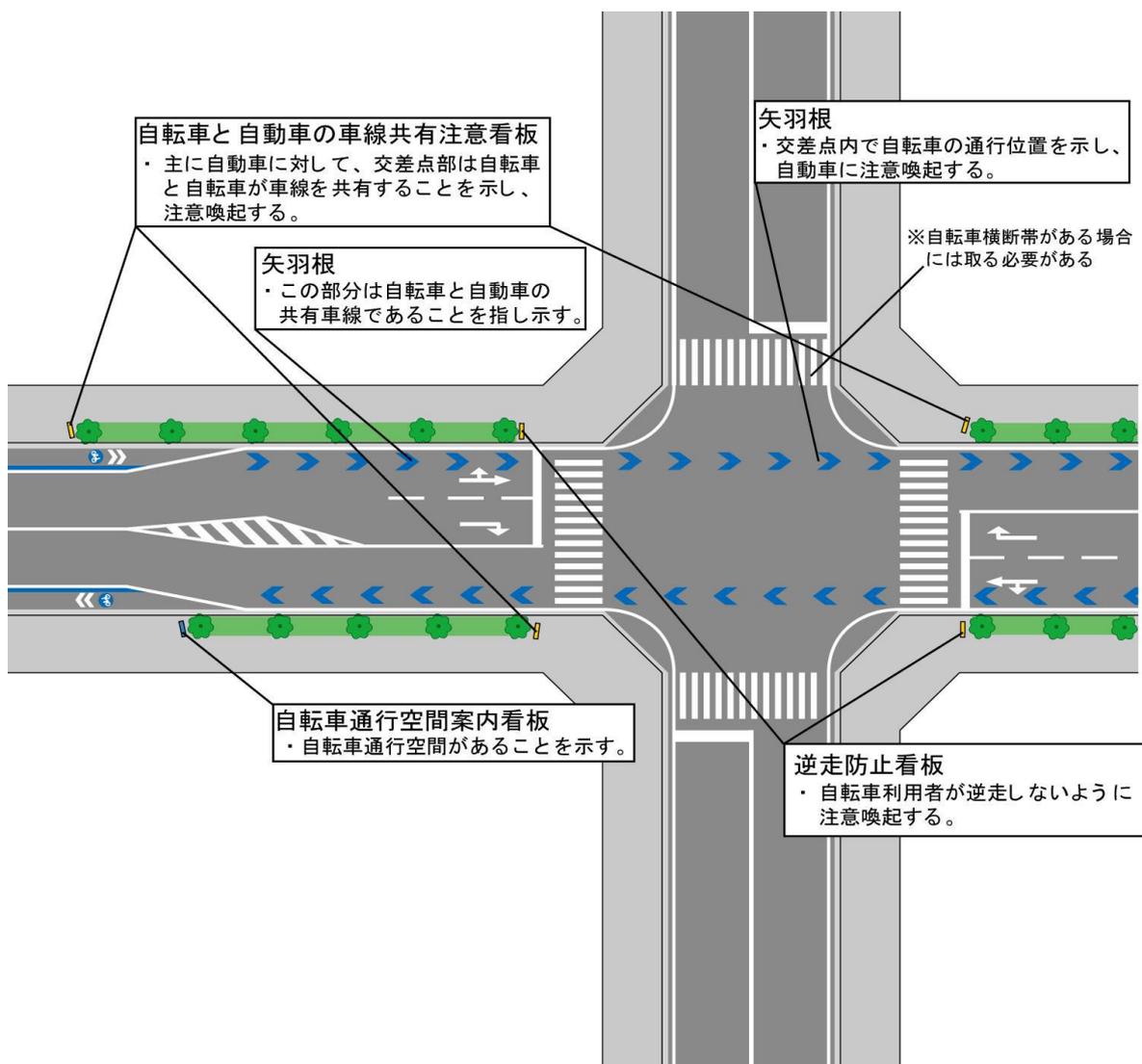


図 自転車通行空間イメージ図 案1 (交差点部)

(案2)

- ・左折する自転車が交差点内を通行するため、交差点の流入部と流出部のみ矢羽根を設置する。
- ・矢羽根と矢羽根横の破線により、直進自転車の通行位置を示す。

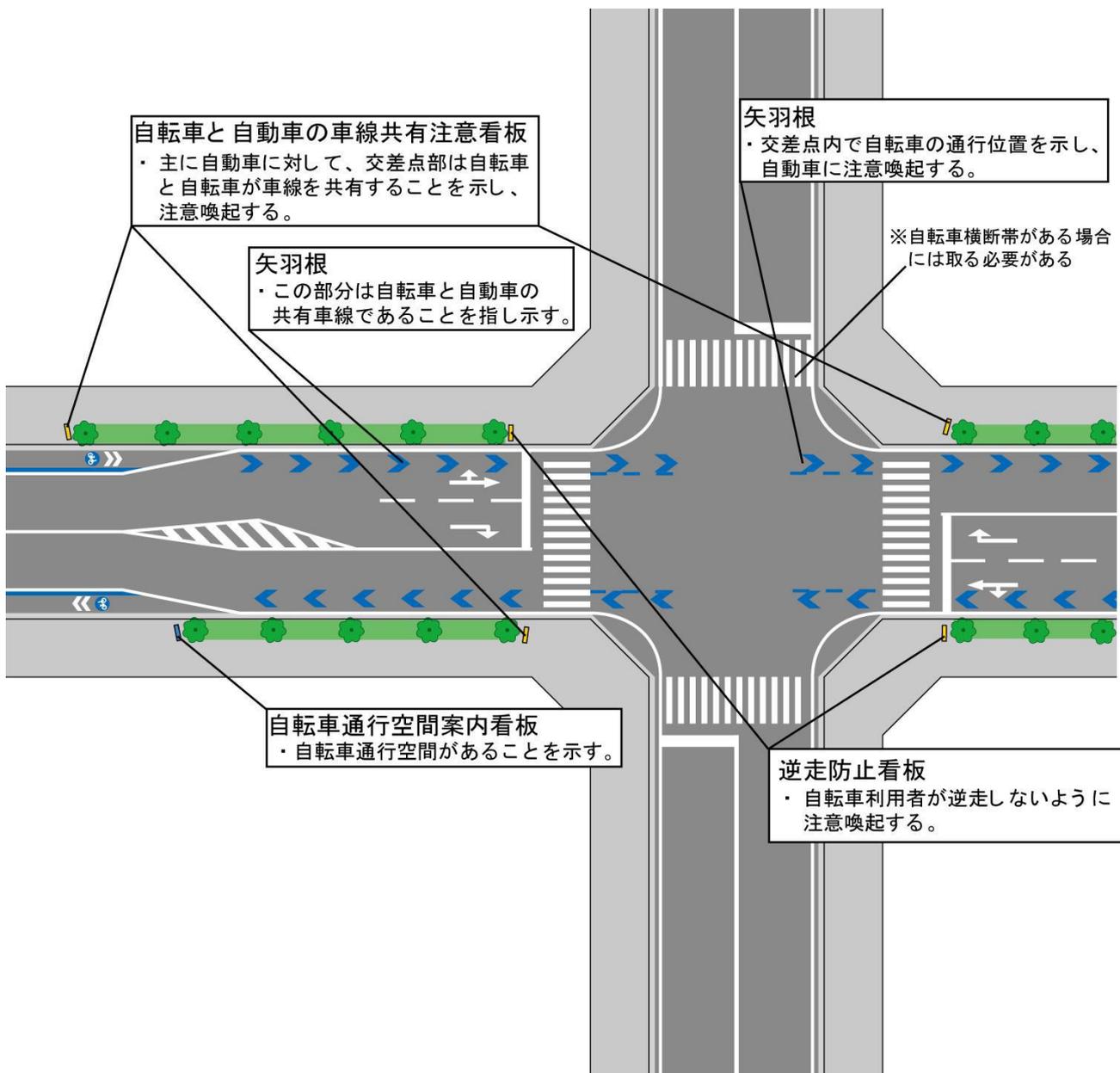


図 自転車通行空間イメージ図別 案2 (交差点部)